



# 芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆

連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

## 国民投票法改正案可決 狙いは改憲

国民投票法（憲法改正手続法、2007年5月公布、2010年5月施行）改正案が、6月11日、参議院本会議で可決成立しました。自民・公明・維新などから提出されていた7項目に、立憲民主党が修正案として提案した附則（CM規制など国民投票の公平・公正を確保するための事項について、改正法施行後3年を目途に検討し必要な措置を講じること）を含む内容です（裏面の資料参照）。

重要なことは、改憲勢力にとっては、同法改正は単なる手続きの整備ではなく、改憲に向かった重要なプロセスとして考えられていることです。そのことは、次の二人の発言からも明らかです。まず菅首相は、5月3日、憲法改正を求める集会（主催：民間憲法臨調、美しい日本の憲法をつくる国民の会）に寄せたビデオメッセージの中で、「憲法改正に関する議論を進める最初の第一歩として、まずは国民投票法改正案の成立を目指していかなければならない」と述べています。さらに、5月6日の衆議院憲法審査会では、新藤義孝氏（自民党筆頭幹事）が、「国民投票法に関する議論は、憲法改正の手続きの向上を目指すものであり、憲法本体の議論あってこそその手続の議論でなくてはなりません。……国民投票法の次なる議論を進めていくことと併せ、憲法の本体論議を進めていくべきである」と強調しています。（波線は筆者）「さあ次は『憲法の本体論議』と、コロナ禍を悪用して（無為無策逆行の失政責任を憲法に転嫁）の緊急事態条項創設をはじめ改憲4項目（自民党）実現のための「改憲手続法」としての性格が露骨です。そもそも、各種の世論調査でも国民多数が改憲を強く求めている事実はありません。

## 最低投票率制度の規定なし 欠陥だらけの改正法

百歩譲って、「憲法改正手続の整備」に絞っても、きわめて不十分な改正内容です。国民投票法成立時の参議院憲法調査特別委員会附帯決議（18項目、2007年5月11日）の中で、とくに重要な課題が三つありました。①テレビ・ラジオの有料広告規制について本法施行までに必要な検討を加えること、②「公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないように特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること」、③「低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること」です。



これらについて、①は辛うじて附則で「改正法施行後3年を目途に検討し必要な措置を講じること」が規定されましたが、本来は2010年5月までに検討すべきものであり、どの様な規制になるのか不明です。②と③については改正に全然反映されていません。改憲に都合の悪い部分は放置したまま、公職選挙法によりすでに一般選挙で実施されていることを導入したのみです。とくに、③の最低投票率制度は極めて重要です。日本弁護士連合会（日弁連）は2018年の総会決議で、「全有権者の3分の2以上（ウラに続く）」